福島社発第　２３７　号
平成２５年　１月１０日

会　員　各　位

福島県社会保険労務士会
会長　鈴　木　健　夫
（公印省略）

希望者全員６５歳雇用確保達成事業の実施について

このたび、連合会が厚生労働省の「希望者全員６５歳雇用確保達成事業」を平成２４年９月２７日に落札いたしました。

本委託事業は、平成２５年４月１日より施行される改正高年齢者雇用安定法の趣旨を踏まえ、就業規則の見直し等の対応策をとるべきことを事業主に周知することを目的とした事業であります。

連合会では、この事業の推進のために、会員の皆さまから関与先の事業所に対し改正高年齢者雇用安定法の趣旨並びに就業規則の見直し等の対応策等の説明を行うための**リーフレット**を作成いたしました。

リーフレットについては、下記の方法により配付しておりますので、会員の皆さまには、この事業の趣旨を十分ご理解いただき、何とぞご協力を賜わりたくお願い申し上げます。

記

事業主へのリーフレットの配布について

① 連合会ホームページ「社会保険労務士の皆さまへ」「社会保険労務士研修システム」の**ｅラーニングを受講しアンケートを記入**してください。
連合会より会員あてリーフレットを発送 します。
※　ｅラーニングは、連合会ホームページ「社会保険労務士の皆さまへ」より「社会保険労務士研修システム」の講座一覧「高年齢者雇用安定法改正のポイント・中小企業のための高年齢者雇用と賃金」（受講時間 75 分）で受講して下さい。
連合会ホームページ　http://www.shakaihokenroumushi.jp/social

② 県会**「第２回研修会参加申込書」にリーフレットの配付数を記入**してください。
県会「第２回研修会」時に申込みされたリーフレット数を配付します。

※ リーフレットは、年度内を目安に関与先事業所等に周知してください。